

NISA 口座みなし廃止についてのお知らせ

八十二証券株式会社

令和3年度税制改正により、2021年12月31日時点におきまして、2017年分の非課税管理勘定が設定されているNISA口座を有する個人番号未告知のお客様※につきましては、2022年1月1日に該当するNISA口座を開設する金融商品取引業者等の営業所の長に対して「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなす「みなし廃止」措置が設けられ、同日をもってNISA口座が廃止されます。

※ 個人番号未告知のお客様とは、NISA口座開設時に個人番号の告知を行っておらず、2018年以降の非課税管理勘定が設定されていないお客様が該当します。

「みなし廃止」措置の対象となるお客様で、引き続き当社でNISA口座のご利用を希望される場合は、あらためてNISA口座開設のお手続きが必要となります。お手続きの詳細につきましては、お取引店へお問い合わせください。

以上